

## 道路法第 24 条（道路管理者以外の者の行う工事）に係る審査基準

### （趣旨）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の規定により、道路管理者以外の者が行う工事（以下「承認工事」という。）に係る手続等に関しては、西尾市道路管理規則に定めのあるものを除くほか、この審査基準の定めるところによる。

### （対象となる道路）

道路法上の道路のほか、市が管理する道路法の適用を受けない道路（赤道、通路など）についても対象に含めるものとする。

### （主な対象工事）

道路側溝の新設又は敷設替え、舗装工事、自動車乗入口設置工事、敷き鉄板、ガードレールの撤去、道路標識の移設、その他（施設又は工作物及び道路の附属物、道路の構造を変更する工事）

### （申請方法）

承認工事を行うときは、道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書（様式第 1 号）を市長に提出し承認を受けなければならない。また、承認を受けた事項を変更しようとするときは、道路に関する工事の設計及び実施計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

※申請から完了までの流れは「別紙」参照

### （適用除外）

次に掲げる道路の維持を目的とした道路の構造に影響を与えない軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しないものとする。

- (1) 道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充
- (2) 破損した側溝蓋の局部的な取替え
- (3) 道路の散水、清掃及び除草
- (4) 民地から道路側溝に雨水及び雑排水を流す排水管の接続（※1）
- (5) その他市長が認めたもの

※1 道路占用許可の対象とならないものに限る。なお、大量の排水が予想される場合は、流量計算により道路排水施設の流下能力が確保されるか確認すること。

### （費用負担）

道路法第 57 条の規定により、工事に必要な費用はすべて申請者の負担で行うものとする。

### （承認基準）

#### 1. 自動車乗入れ口設置工事

乗入れ設置工事に関する基本的事項（設置幅、乗入箇所、形状及び構造等）は、愛知県西三河建設事務所が定める「自動車乗入れ口設置の手引き」のほか以下に定める基

準に適合するものでなければならない。

- (1) 乗入れ口は、所有敷地の間口内で設置するものとし、1施設1箇所を原則とする。ただし、駐車場、店舗等で自動車の出入口を分離する必要のある施設であって、その施設内での車両の回転又は他の道路への通り抜けが困難であると認めるときは2箇所まで可能とする。その場合の乗入れ口相互の間隔は、原則5m以上の間隔をあけるものとする。
- (2) 隣接地の乗入れ口が近接する場合は、原則1.8m以上（マウント式の場合は3m以上）の間隔をあけるものとし、隣接地との境界付近にあたっては、切り下げブロックの外側が境界の延長上になるように設置する。
- (3) 隣接地と乗入れ口が連続することは原則として認められないが、間口の広さや既存の乗入れ位置等の理由で、申請者（設置者）と隣地所有者との間に同意があり、やむを得ないと道路管理者が判断した場合は可能とする。  
ただし、並び2宅地までとし、それぞれの敷地において間口が3m以上は3m、3m未満は間口の幅を乗入れ幅として合わせたものを最大設置幅とする。
- (4) 一般住宅及び共同住宅において複数台の車両を道路に対して直角に並列して駐車する場合の乗入れ設置幅は、2台まではA型（3m）とし、3台以上は5m以内（マウント式の場合は6m以内）とする。この場合の舗装構成、輪荷重影響幅はA型の基準とする。
- (5) 不要となった乗入れ口については、歩道利用者保護の観点から、申請者または使用者の責任において速やかに閉塞すること。
- (6) 本基準の適用範囲を超えて設置されている既設の乗り入れ口を改築する場合、改築後の乗入れ口は、本基準が定める範囲内において設置するものとする。
- (7) 歩道用側溝、車両未対応の側溝（PU1型（補強コンクリートが設置されているものを含む））については、既設と同等の通水断面を確保できる構造で車道用側溝に敷設替えを行うものとする。
- (8) 乗入れ口以外の場所から自動車が出入りする恐れがあると道路管理者が判断した場合は、道路施設の損傷を防止するため、民地内に固定式の車止めを設置する等の進入防止措置を行うこと。なお、この際の費用は申請者が負担するものとする。
- (9) 乗入れ口を設置するにあたり、街路樹が支障となる場合には、街路樹管理者（都市整備部公園緑地課）と協議の上、街路樹移植・撤去計画を申請書に添付し、必要な措置を講じるものとする。
- (10) その他の定めがない事項については、その都度、道路管理者と協議するものとする。

## 2. 道路側溝敷設工事

道路側溝の新設又は敷設替え工事を行う上での留意事項については、「側溝工事仕様

標準図」に定めるとおりとする。

### 3. 舗装工事

- (1) 舗装構成について現況舗装厚が計画する舗装厚と異なる場合は道路管理者に届け出て、その指示を受けること。
- (2) 官民境界に道路側溝又は縁石ブロック等が設置されていない箇所において、官地（道路）と民地（私有地）を一体的に舗装する場合は、縁切り等の設置により管理を明確にすること。

#### （構造基準）

工事は、道路構造令(昭和45年政令第320号)、道路構造の手引き（令和7年4月愛知県建設局 都市・交通局）及び西尾市市道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年12月26日条例第30号)のほか以下に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、当該基準によることが著しく不相当で、特に市長が認めたときは、当該基準によらないことができる。

- (1) 自動車乗入れ口設置部又は歩道のない車道部から出入りする場合において、既設の側溝がPU1型（補強コンクリートが設置されているものを含む）の場合は、PU3型の側溝に敷設替えること。ただし、現場打ち側溝（落ちふた式）で2種蓋（蓋厚10cm）が設置されているものについてはこの限りではない。
- (2) 平板ブロック、インターロッキング舗装、透水性舗装等の特殊舗装の復旧は、既設舗装と同一種類又は同等程度の材料を使用し、県基準の舗装構成に基づき舗装復旧することを原則とする。
- (3) その他の構造については、その都度、道路管理者と協議するものとする。

#### （瑕疵担保）

完了検査に合格し引継ぎを受けた施設に重要な瑕疵がある場合は、申請者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求することができるものとする。この場合、申請者の費用・責任のもと補修・改修工事を行うこと。ただし、請求をすることができる期間は、引継ぎを受けた日から起算して、以下の期間内とする。

- (1) 舗装、その他これに準ずる施設の場合 1年
- (2) コンクリート構造物、金属造、その他これに準ずる施設の場合 2年
- (3) 故意又は重大な過失により生じた場合 5年

※検査結果に関わらず、引き渡し後1年の間に剥離、沈下、亀裂その他の損傷が生じた場合や、当該申請に係る規定・条件・指示事項に違反して施工したことが判明した場合には、申請者の費用・責任により修補・改修工事を行っていただきます。

#### （留意事項）

上記の審査基準等に基づき、必要性、構造、その他必要な事項等について総合的に審査し、申請書類に不備がある場合又は審査基準に適合しない場合には承認すること

はできません。また、審査基準に適合している場合でも、周辺の道路等の状況等（交通安全や道路構造への影響の観点）によっては、承認できない場合があります。

[ 附則 ]

この基準は、令和8年4月1日から適用するものとする。